

「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成23年7月27日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知) - 新旧対照表 -

新		旧	
	雇児発 0727 第 1 号 社援発 0727 第 1 号 老 発 0727 第 1 号 平成 23 年 7 月 27 日		雇児発 0727 第 1 号 社援発 0727 第 1 号 老 発 0727 第 1 号 平成 23 年 7 月 27 日
	一 部 改 正 雇児発 0329 第 24 号 社援発 0329 第 56 号 老 発 0329 第 28 号 平成 25 年 3 月 29 日		一 部 改 正 雇児発 0329 第 24 号 社援発 0329 第 56 号 老 発 0329 第 28 号 平成 25 年 3 月 29 日
	<u>一 部 改 正</u> <u>雇児発 0925 第 1 号</u> <u>社援発 0925 第 1 号</u> <u>老 発 0925 第 1 号</u> <u>平成 27 年 9 月 25 日</u>		
都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長		都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長	
	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長		厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
	厚生労働省社会・援護局長		厚生労働省社会・援護局長
	厚生労働省老健局長		厚生労働省老健局長

「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成23年7月27日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知) - 新旧対照表 -

新	旧
社会福祉法人会計基準の制定について 社会福祉法人の会計処理の基準については、「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成12年2月17日社援第310号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知)により示されているところである。 これまで、社会福祉法人における会計処理については、「社会福祉法人会計基準」のほか「指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針」、「介護老人保健施設会計・経理準則」、「就労支援の事業の会計処理の基準」、「経理規程準則」等による財務諸表の作成が認められてきたところであるが、同一法人の中で様々な会計ルールが併存していることにより、事務処理が煩雑である等の問題が指摘されている。 ついては、社会福祉法に規定する財産目録、貸借対照表及び収支計算書の作成に当たっての基準として、別紙のとおり「社会福祉法人会計基準」を新たに定め、平成24年4月1日から適用することとしたので、この円滑な実施につきご配意願いたい。 1～4 (略) 社会福祉法人会計基準 (略) 社会福祉法人会計基準注解 (略) (注4) サービス区分の方法について サービス区分は、その拠点で実施する複数の事業について法令等の要請により会計を区分して把握すべきものとされているものについて区分を設定するものとする。例えば、以下のようなものがある。 (1) 指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準その他介護保険事業の運営に関する基準における会計の区分 (2) <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</u>に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準における会計の区分 (3) <u>子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準における会計の区分</u> また、その他の事業については、法人の定款に定める事業ごとに区分するものとする。	社会福祉法人会計基準の制定について 社会福祉法人の会計処理の基準については、「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成12年2月17日社援第310号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知)により示されているところである。 これまで、社会福祉法人における会計処理については、「社会福祉法人会計基準」のほか「指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針」、「介護老人保健施設会計・経理準則」、「就労支援の事業の会計処理の基準」、「経理規程準則」等による財務諸表の作成が認められてきたところであるが、同一法人の中で様々な会計ルールが併存していることにより、事務処理が煩雑である等の問題が指摘されている。 ついては、社会福祉法に規定する財産目録、貸借対照表及び収支計算書の作成に当たっての基準として、別紙のとおり「社会福祉法人会計基準」を新たに定め、平成24年4月1日から適用することとしたので、この円滑な実施につきご配意願いたい。 1～4 (略) 社会福祉法人会計基準 (略) 社会福祉法人会計基準注解 (略) (注4) サービス区分の方法について サービス区分は、その拠点で実施する複数の事業について法令等の要請により会計を区分して把握すべきものとされているものについて区分を設定するものとする。例えば、以下のようなものがある。 (1) 指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準その他介護保険事業の運営に関する基準における会計の区分 (2) <u>障害者自立支援法</u>に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準における会計の区分 また、その他の事業については、法人の定款に定める事業ごとに区分するものとする。

「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成23年7月27日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知) - 新旧対照表 -

新						旧							
サービス区分を設定する場合には、拠点区分資金収支明細書及び拠点区分事業活動明細書を作成するものとし、またサービス区分を予算管理の単位とすることができるものとする。						サービス区分を設定する場合には、拠点区分資金収支明細書及び拠点区分事業活動明細書を作成するものとし、またサービス区分を予算管理の単位とすることができるものとする。							
(略)						(略)							
第1号の1様式～第1号の3様式 (略)						第1号の1様式～第1号の3様式 (略)							
第1号の4様式						第1号の4様式							
〇〇拠点区分 資金収支計算書						〇〇拠点区分 資金収支計算書							
(自)平成 年 月 日 (至)平成 年 月 日						(自)平成 年 月 日 (至)平成 年 月 日							
(単位：円)						(単位：円)							
勘定科目			予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考	勘定科目			予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
事業活動による収支	収入	介護保険事業収入					事業活動による収支	収入	介護保険事業収入				
		施設介護料収入							施設介護料収入				
		介護報酬収入							介護報酬収入				
		利用者負担金収入（公費）							利用者負担金収入（公費）				
		利用者負担金収入（一般）							利用者負担金収入（一般）				
		居宅介護料収入							居宅介護料収入				
		（介護報酬収入）							（介護報酬収入）				
		介護報酬収入							介護報酬収入				
		介護予防報酬収入							介護予防報酬収入				
		（利用者負担金収入）							（利用者負担金収入）				
		介護負担金収入（公費）							介護負担金収入（公費）				
		介護負担金収入（一般）							介護負担金収入（一般）				
		介護予防負担金収入（公費）							介護予防負担金収入（公費）				
		介護予防負担金収入（一般）							介護予防負担金収入（一般）				
		地域密着型介護料収入							地域密着型介護料収入				
		（介護報酬収入）							（介護報酬収入）				
		介護報酬収入							介護報酬収入				
		介護予防報酬収入							介護予防報酬収入				
		（利用者負担金収入）							（利用者負担金収入）				
		介護負担金収入（公費）							介護負担金収入（公費）				
		介護負担金収入（一般）							介護負担金収入（一般）				

「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成23年7月27日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知) - 新旧対照表 -

新						旧					
		介護予防負担金収入（公費） 介護予防負担金収入（一般） 居宅介護支援介護料収入 居宅介護支援介護料収入 介護予防支援介護料収入 <u>介護予防・日常生活支援総合事業収入</u> <u>事業費収入</u> <u>事業負担金収入（公費）</u> <u>事業負担金収入（一般）</u> 利用者等利用料収入 施設サービス利用料収入 居宅介護サービス利用料収入 地域密着型介護サービス利用料収入 食費収入（公費） 食費収入（一般） 居住費収入（公費） 居住費収入（一般） <u>介護予防・日常生活支援総合事業利用料収入</u> <u>△</u> その他の利用料収入 （略）						介護予防負担金収入（公費） 介護予防負担金収入（一般） 居宅介護支援介護料収入 居宅介護支援介護料収入 介護予防支援介護料収入 利用者等利用料収入 施設サービス利用料収入 居宅介護サービス利用料収入 地域密着型介護サービス利用料収入 食費収入（公費） 食費収入（一般） 居住費収入（公費） 居住費収入（一般） その他の利用料収入 （略）			
		児童福祉事業収入 措置費収入 事務費収入 事業費収入 私的契約利用料収入 その他の事業収入 補助金事業収入 受託事業収入 その他の事業収入 保育事業収入 <u>（削除）</u> <u>施設型給付費収入</u> <u>施設型給付費収入</u> <u>利用者負担金収入</u>				事業活動による収支	収入	児童福祉事業収入 措置費収入 事務費収入 事業費収入 私的契約利用料収入 その他の事業収入 補助金事業収入 受託事業収入 その他の事業収入 保育事業収入 <u>保育所運営費収入</u>			

「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成23年7月27日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知) - 新旧対照表 -

新						旧					
		<u>特例施設型給付費収入</u>									
		<u>特例施設型給付費収入</u>									
		<u>利用者負担金収入</u>									
		<u>地域型保育給付費収入</u>									
		<u>地域型保育給付費収入</u>									
		<u>利用者負担金収入</u>									
		<u>特例地域型保育給付費収入</u>									
		<u>特例地域型保育給付費収入</u>									
		<u>利用者負担金収入</u>									
		<u>委託費収入</u>									
		<u>利用者等利用料収入</u>									
		<u>利用者等利用料収入（公費）</u>									
		<u>利用者等利用料収入（一般）</u>									
		<u>その他の利用料収入</u>									
		私的契約利用料収入						私的契約利用料収入			
		<u>（削除）</u>						<u>私立認定保育所利用料収入</u>			
		その他の事業収入						その他の事業収入			
		補助金事業収入						補助金事業収入			
		受託事業収入						受託事業収入			
		その他の事業収入						その他の事業収入			

以下、略。

第2号の1様式～第2号の3様式（略）

第2号の4様式

〇〇拠点区分 事業活動計算書

(自)平成 年 月 日 (至)平成 年 月 日

(単位：円)

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
	介護保険事業収益			
	施設介護料収益			
	介護報酬収益			

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
	介護保険事業収益			
	施設介護料収益			
	介護報酬収益			

「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成 23 年 7 月 27 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知) - 新旧対照表 -

新					旧						
サ ー ビ ス 活 動 増 減 の 部	収 益	利用者負担金収益（公費）				サ ー ビ ス 活 動 増 減 の 部	収 益	利用者負担金収益（公費）			
		利用者負担金収益（一般）						利用者負担金収益（一般）			
		居宅介護料収益						居宅介護料収益			
		（介護報酬収益）						（介護報酬収益）			
		介護報酬収益						介護報酬収益			
		介護予防報酬収益						介護予防報酬収益			
		（利用者負担金収益）						（利用者負担金収益）			
		介護負担金収益（公費）						介護負担金収益（公費）			
		介護負担金収益（一般）						介護負担金収益（一般）			
		介護予防負担金収益（公費）						介護予防負担金収益（公費）			
		介護予防負担金収益（一般）						介護予防負担金収益（一般）			
		地域密着型介護料収益						地域密着型介護料収益			
		（介護報酬収益）						（介護報酬収益）			
		介護報酬収益						介護報酬収益			
		介護予防報酬収益						介護予防報酬収益			
		（利用者負担金収益）						（利用者負担金収益）			
		介護負担金収益（公費）						介護負担金収益（公費）			
		介護負担金収益（一般）						介護負担金収益（一般）			
		介護予防負担金収益（公費）						介護予防負担金収益（公費）			
		介護予防負担金収益（一般）						介護予防負担金収益（一般）			
		居宅介護支援介護料収益						居宅介護支援介護料収益			
		居宅介護支援介護料収益						居宅介護支援介護料収益			
		介護予防支援介護料収益						介護予防支援介護料収益			
		介護予防・日常生活支援総合事業収益									
		事業費収益									
		事業負担金収益（公費）									
		事業負担金収益（一般）									
		利用者等利用料収益						利用者等利用料収益			
		施設サービス利用料収益						施設サービス利用料収益			
		居宅介護サービス利用料収益						居宅介護サービス利用料収益			
		地域密着型介護サービス利用料収益						地域密着型介護サービス利用料収益			
		食費収益（公費）						食費収益（公費）			
		食費収益（一般）						食費収益（一般）			
		居住費収益（公費）						居住費収益（公費）			
		居住費収益（一般）						居住費収益（一般）			

「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成23年7月27日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知) - 新旧対照表 -

新					旧				
		<u>介護予防・日常生活支援総合事業利用</u> <u>料収益</u>					その他の利用料収益		
		その他の利用料収益 (略)					その他の利用料収益 (略)		
		児童福祉事業収益					児童福祉事業収益		
		措置費収益					措置費収益		
		事務費収益					事務費収益		
		事業費収益					事業費収益		
		私的契約利用料収益					私的契約利用料収益		
		その他の事業収益					その他の事業収益		
		補助金事業収益					補助金事業収益		
		受託事業収益					受託事業収益		
		その他の事業収益					その他の事業収益		
		保育事業収益					保育事業収益		
		<u>(削除)</u>					<u>保育所運営費収益</u>		
		<u>施設型給付費収益</u>							
		<u>施設型給付費収益</u>							
		<u>利用者負担金収益</u>							
		<u>特例施設型給付費収益</u>							
		<u>特例施設型給付費収益</u>							
		<u>利用者負担金収益</u>							
		<u>地域型保育給付費収益</u>							
		<u>地域型保育給付費収益</u>							
		<u>利用者負担金収益</u>							
		<u>特例地域型保育給付費収益</u>							
		<u>特例地域型保育給付費収益</u>							
		<u>利用者負担金収益</u>							
		<u>委託費収益</u>							
		<u>利用者等利用料収益</u>							
		<u>利用者等利用料収益(公費)</u>							
		<u>利用者等利用料収益(一般)</u>							
		<u>その他の利用料収益</u>							
		私的契約利用料収益					私的契約利用料収益		
		<u>(削除)</u>					<u>私立認定保育所利用料収益</u>		
		その他の事業収益					その他の事業収益		

「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成23年7月27日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知) - 新旧対照表 -

新							旧											
			補助金事業収益 受託事業収益 その他の事業収益							補助金事業収益 受託事業収益 その他の事業収益								
以下、略。							以下、略。											
第3号の1様式～第3号の4様式（略）							第3号の1様式～第3号の4様式（略）											
別紙1～別紙2（略）							別紙1～別紙2（略）											
別紙3							別紙3											
〇〇拠点区分 資金収支明細書							〇〇拠点区分 資金収支明細書											
(自)平成 年 月 日 (至)平成 年 月 日							(自)平成 年 月 日 (至)平成 年 月 日											
社会福祉法人名							社会福祉法人名											
(単位:円)							(単位:円)											
勘定科目			サービス区分			合計	内部取引 消去	拠点区分合 計	勘定科目			合計	内部取引 消去	拠点区分合 計				
			〇〇事 業	事 業	××事 業										〇〇事 業	事 業	××事 業	
事業活動による収支	収入	介護保険事業収入							事業活動による収支	収入	介護保険事業収入							
		施設介護料収入									施設介護料収入							
		介護報酬収入									介護報酬収入							
		利用者負担金収入（公費）									利用者負担金収入（公費）							
		利用者負担金収入（一般）									利用者負担金収入（一般）							
		居宅介護料収入									居宅介護料収入							
		（介護報酬収入）									（介護報酬収入）							
		介護報酬収入									介護報酬収入							
		介護予防報酬収入									介護予防報酬収入							
		（利用者負担金収入）									（利用者負担金収入）							
		介護負担金収入（公費）									介護負担金収入（公費）							
		介護負担金収入（一般）									介護負担金収入（一般）							
		介護予防負担金収入（公費）									介護予防負担金収入（公費）							
		介護予防負担金収入（一般）									介護予防負担金収入（一般）							
		地域密着型介護料収入									地域密着型介護料収入							
		（介護報酬収入）									（介護報酬収入）							

「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成23年7月27日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知) - 新旧対照表 -

新								旧							
		介護報酬収入								介護報酬収入					
		介護予防報酬収入								介護予防報酬収入					
		(利用者負担金収入)								(利用者負担金収入)					
		介護負担金収入(公費)								介護負担金収入(公費)					
		介護負担金収入(一般)								介護負担金収入(一般)					
		介護予防負担金収入(公費)								介護予防負担金収入(公費)					
		介護予防負担金収入(一般)								介護予防負担金収入(一般)					
		居宅介護支援介護料収入								居宅介護支援介護料収入					
		居宅介護支援介護料収入								居宅介護支援介護料収入					
		介護予防支援介護料収入								介護予防支援介護料収入					
		介護予防・日常生活支援総合事業収入													
		事業費収入													
		事業負担金収入(公費)													
		事業負担金収入(一般)													
		利用者等利用料収入								利用者等利用料収入					
		施設サービス利用料収入								施設サービス利用料収入					
		居宅介護サービス利用料収入								居宅介護サービス利用料収入					
		地域密着型介護サービス利用料収入								地域密着型介護サービス利用料収入					
		食費収入(公費)								食費収入(公費)					
		食費収入(一般)								食費収入(一般)					
		居住費収入(公費)								居住費収入(公費)					
		居住費収入(一般)								居住費収入(一般)					
		介護予防・日常生活支援総合事業利用料収入													
		その他の利用料収入								その他の利用料収入					
		(略)								(略)					
		児童福祉事業収入								児童福祉事業収入					
		措置費収入								措置費収入					
		事務費収入								事務費収入					
		事業費収入								事業費収入					
		私的契約利用料収入								私的契約利用料収入					
		その他の事業収入								その他の事業収入					
		補助金事業収入								補助金事業収入					
		受託事業収入								受託事業収入					
		その他の事業収入								その他の事業収入					

「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成23年7月27日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知) - 新旧対照表 -

新								旧							
		保育事業収入								保育事業収入					
		<u>(削除)</u>								<u>保育所運営費収入</u>					
		<u>施設型給付費収入</u>													
		<u>施設型給付費収入</u>													
		<u>利用者負担金収入</u>													
		<u>特例施設型給付費収入</u>													
		<u>特例施設型給付費収入</u>													
		<u>利用者負担金収入</u>													
		<u>地域型保育給付費収入</u>													
		<u>地域型保育給付費収入</u>													
		<u>利用者負担金収入</u>													
		<u>特例地域型保育給付費収入</u>													
		<u>特例地域型保育給付費収入</u>													
		<u>利用者負担金収入</u>													
		<u>委託費収入</u>													
		<u>利用者等利用料収入</u>													
		<u>利用者等利用料収入(公費)</u>													
		<u>利用者等利用料収入(一般)</u>													
		<u>その他の利用料収入</u>													
		私的契約利用料収入								私的契約利用料収入					
		<u>(削除)</u>								<u>私立認定保育所利用料収入</u>					
		その他の事業収入								その他の事業収入					
		補助金事業収入								補助金事業収入					
		受託事業収入								受託事業収入					
		その他の事業収入								その他の事業収入					
以下、略。								以下、略。							
別紙 4								別紙 4							
〇〇拠点区分 事業活動明細書								〇〇拠点区分 事業活動明細書							
(自)平成 年 月 日 (至)平成 年 月 日								(自)平成 年 月 日 (至)平成 年 月 日							
社会福祉法人名								社会福祉法人名							
(単位:円)								(単位:円)							

「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成23年7月27日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知) - 新旧対照表 -

新								旧									
勘定科目			サービス区分			合計	内部取引 消去	拠点区分 合計	勘定科目			サービス区分			合計	内部取引 消去	拠点区分 合計
			〇〇事業	事業	××事業							〇〇事業	事業	××事業			
		介護保険事業収益									介護保険事業収益						
		施設介護料収益									施設介護料収益						
		介護報酬収益									介護報酬収益						
		利用者負担金収益（公費）									利用者負担金収益（公費）						
		利用者負担金収益（一般）									利用者負担金収益（一般）						
		居宅介護料収益									居宅介護料収益						
		（介護報酬収益）									（介護報酬収益）						
		介護報酬収益									介護報酬収益						
		介護予防報酬収益									介護予防報酬収益						
		（利用者負担金収益）									（利用者負担金収益）						
		介護負担金収益（公費）									介護負担金収益（公費）						
		介護負担金収益（一般）									介護負担金収益（一般）						
		介護予防負担金収益（公費）									介護予防負担金収益（公費）						
		介護予防負担金収益（一般）									介護予防負担金収益（一般）						
		地域密着型介護料収益									地域密着型介護料収益						
		（介護報酬収益）									（介護報酬収益）						
		介護報酬収益									介護報酬収益						
		介護予防報酬収益									介護予防報酬収益						
		（利用者負担金収益）									（利用者負担金収益）						
		介護負担金収益（公費）									介護負担金収益（公費）						
		介護負担金収益（一般）									介護負担金収益（一般）						
		介護予防負担金収益（公費）									介護予防負担金収益（公費）						
		介護予防負担金収益（一般）									介護予防負担金収益（一般）						
		居宅介護支援介護料収益									居宅介護支援介護料収益						
		居宅介護支援介護料収益									居宅介護支援介護料収益						
		介護予防支援介護料収益									介護予防支援介護料収益						
		介護予防・日常生活支援総合事業収益															
		事業費収益															
		事業負担金収益（公費）															
		事業負担金収益（一般）															
		利用者等利用料収益									利用者等利用料収益						
		施設サービス利用料収益									施設サービス利用料収益						

「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成23年7月27日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知) - 新旧対照表 -

新								旧							
		居宅介護サービス利用料収益 地域密着型介護サービス利用料収益 食費収益（公費） 食費収益（一般） 居住費収益（公費） 居住費収益（一般） <u>介護予防・日常生活支援総合事業利 用料収益</u> その他の利用料収益 （略）								居宅介護サービス利用料収益 地域密着型介護サービス利用料収益 食費収益（公費） 食費収益（一般） 居住費収益（公費） 居住費収益（一般） その他の利用料収益 （略）					
		児童福祉事業収益 措置費収益 事務費収益 事業費収益 私的契約利用料収益 その他の事業収益 補助金事業収益 受託事業収益 その他の事業収益 保育事業収益 <u>（削除）</u> <u>施設型給付費収益</u> 施設型給付費収益 利用者負担金収益 特例施設型給付費収益 特例施設型給付費収益 利用者負担金収益 地域型保育給付費収益 地域型保育給付費収益 利用者負担金収益 特例地域型保育給付費収益 特例地域型保育給付費収益 利用者負担金収益 委託費収益 利用者等利用料収益								児童福祉事業収益 措置費収益 事務費収益 事業費収益 私的契約利用料収益 その他の事業収益 補助金事業収益 受託事業収益 その他の事業収益 保育事業収益 <u>保育所運営費収益</u>					

「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成23年7月27日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知) - 新旧対照表 -

新								旧							
		<u>利用者等利用料収益（公費）</u>													
		<u>利用者等利用料収益（一般）</u>													
		<u>その他の利用料収益</u>													
		私的契約利用料収益								私的契約利用料収益					
		<u>（削除）</u>								<u>私立認定保育所利用料収益</u>					
		その他の事業収益								その他の事業収益					
		補助金事業収益								補助金事業収益					
		受託事業収益								受託事業収益					
		その他の事業収益								その他の事業収益					
以下、略。								以下、略。							
別紙5（略）								別紙5（略）							